

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	資格確認書の交付	
根拠法令・条項	国民健康保険法第9条第2項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	資格確認書の交付 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者がマイナ保険証による電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、資格確認書の交付を求めることができる。 資格確認書の交付についての審査基準 1：被保険者資格の有無に関する審査 （国民健康保険法第5条、第6条） 2：滞納の有無に関する審査及び交付する資格確認書の決定 （国民健康保険法施行規則第6条、第27条の5の2第4項） 3：マイナンバーカードによる電子資格確認を受けることができない状況であることに関する審査	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	